「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に関する有識者会議(令和8年度第1回)配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/209/siryo/mext_02352.html

記事ページ本文

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に関する有識者会議(令和8年度第1回)配付資料
1．日時
令和8年9月25日(金曜日)15時00分～17時00分
2．場所
オンライン
3．議題
集計結果データの貸与に係るガイドラインの改定について
集計結果データの貸与・申出の状況（非公開）
個別審査（非公開）
4．配付資料
【資料1】「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドラインの改定について(PDF:231KB)
【資料1-1】「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドライン（個票データ編）（令和8年9月15日一部改定）(PDF:563KB)
【資料1-2】「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドライン（匿名データ編）（令和8年9月15日一部改定）(PDF:572KB)
お問合せ先
総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドラインの一部改定について

1　改定の趣旨

専門的な分析や学術誌への投稿・査読等により研究期間が長期化する一方、現行制度では利用期間に上限があり、実質的に同一内容の再申請が生じている。あわせて、申出時期の柔軟化や、パブリックユースデータの整備を踏まえた規定整理が必要。

2　主な改定内容

01　利用期間の見直し

2年間の貸与期限から
延長を含め通算5年間まで

02　申出受付の通年化

年３回の受付期間から
年間を通じた受付へ

03　規定の整理

匿名データ編の教育目的
に関する規定を削除

改定の方向性　**研究者の利便性を高めつつ、審査と適正管理を通じて、データの安全性と調査結果の適切な取扱いを引き続き確保**

1. 利用期間の見直し

利用期間の枠組み

改定前：当初申請：最長2年間

改定後：当初申請：最長3年間 → 1年ごとに延長 → 1年ごとに延長

→通算最大5年間

延長申出の手続

- 利用期間満了前までに、利用期間延長申出書を提出
- 延長理由、研究の進捗、変更点、公表見込み等を記載

延長の審査

- 延長理由が合理的であること
- 延長後も適正な利用が確保されること
- 延長により研究成果の達成が見込まれること
- 貸与の原則・審査基準を引き続き満たすこと

有識者会議の審査を省略できる場合

研究目的・方法、利用者、利用環境等の変更がなく、査読対応等のやむを得ない事由による延長である場合

2. 申出受付の通年化

1　申出から貸与までの流れ

1　事前相談

年間を通して
相談受付

2　申出書提出

受付時期を通年化

3　審査・決定

有識者会議で審査し
文部科学省が決定

※書面審査を適宜活用

4　通知・貸与

誓約書提出後に
データを貸与

3. 規定の整理

1　匿名データ編における教育目的規定の整理

背景

統計教育や分析トレーニング等に自由に利用できるパブリックユースデータ（疑似データ）の整備が進展

改定

すでに教育目的のデータが整備されたため、匿名データ編の教育目的に関する規定を削除

資料１－１

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係る
ガイドライン
（個票データ編）

令和６年４月 26 日決定

令和７年４月 28 日一部改定

令和７年 10 月 28 日一部改定

令和８年９月 15 日一部改定

文　部　科　学　省

目次

第１　目的 1

第２　用語の定義 1

１　個票データ 1

２　中間生成物 1

３　申出者 1

４　利用者 1

５　公的機関 1

６　有識者会議 2

第３　個票データの貸与に際しての基本原則 2

１　全国学力・学習状況調査の趣旨・目的に沿った貸与 2

２　個票データの貸与に際しての適正管理の確保 2

３　利用期間 4

４　個票データを用いた研究等の外部委託 4

５　その他 5

第４　利用申出の手続 5

１　個票データの利用申出に係る相談 5

２　利用申出の期間と方法 5

３　申出者の範囲 5

４　利用者の範囲 5

５　申出書の作成単位 6

６　貸与する個票データの単位 6

７　申出書の記載事項及び添付書類 6

８　代理人による申出 7

第５　利用申出に対する審査・決定 7

１　個票データ貸与の審査・決定 7

２　審査基準 7

３　有識者会議の審査の省略 9

第６　審査結果の通知及び貸与手続 9

１　審査結果の通知 9
２　誓約書の提出 9
３　個票データの貸与手続 9
第７　貸与後の申出書記載事項の変更、利用期間の延長 9
１　申出書記載事項の変更 9
２　利用期間の延長 10
④ 第３及び第５の審査基準を引き続き満たすこと。 10
第８　利用後の措置等 11
１　個票データ及び中間生成物の消去 11
２　利用期間の途中で利用者の一部を除外した場合の措置 11
第９　研究等の成果の公表 11
１　研究等の成果の公表 11
２　公表に当たっての留意点 11
３　利用実績報告書の提出 12
第 10　不適切利用とその対応 12
１　不適切利用への対応 12
２　不適切利用を行った者の公表 13
３　他の制度により提供禁止措置等が取られた者への対応 13
第 11　不適切利用が疑われる場合の文部科学省の対応 13
第 12　文部科学省による利用についての適用除外 13
第 13　ガイドラインの施行時期 13
附則 13
附則（令和７年４月 28 日） 13
附則（令和７年 10 月 28 日） 14
附則（令和８年９月 15 日） 14

第１　目的

「『全国学力・学習状況調査』の集計結果データの貸与に係るガイドライン（個票データ編）」（以下「本ガイドライン（個票データ編）」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 54 条第２項の規定及び「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係る利用申出手続、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、文部科学省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第２　用語の定義

１　個票データ

本ガイドライン（個票データ編）において「個票データ」とは、以下の３種類とする。

(1) 本体調査個票データ

児童生徒個票データ及び学校個票データがある。児童生徒個票データは、児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたものをいい、学校個票データは、学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたものをいう。

(2) 経年変化分析調査個票データ

児童生徒ごとに、経年変化分析調査の各教科の解答状況等を一覧にしたものをいう。

(3) 保護者に対する調査個票データ

児童生徒ごとに、保護者に対する調査の回答状況等を一覧にしたものをいう。

２　中間生成物

本ガイドライン（個票データ編）において「中間生成物」とは、貸与した個票データを加工又は集計することにより作成されたもののうち、公表物以外の全ての生成物をいう。

３　申出者

本ガイドライン（個票データ編）において「申出者」とは、本ガイドライン（個票データ編）に基づき個票データの貸与を求める者をいう。

４　利用者

本ガイドライン（個票データ編）において「利用者」とは、本ガイドライン（個票データ編）に基づき、個票データ若しくは中間生成物を利用しようとしている者又は実際に利用している者をいい、申出者を含む。

５　公的機関

本ガイドライン（個票データ編）において「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第１項若しくは第２項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する機関をいう。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１条の３に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

６　有識者会議

本ガイドライン（個票データ編）において「有識者会議」とは、文部科学省が設置し、合議により「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に関する事項について文部科学省に対して意見を述べる、有識者から構成される会議をいう。

第３　個票データの貸与に際しての基本原則

１　全国学力・学習状況調査の趣旨・目的に沿った貸与

(1) 個票データの利用目的

文部科学省は、個票データの利用目的が、学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「研究等」という。）であって、以下の①又は②のいずれかに該当するものである場合に、個票データを貸与できることとする。

① 我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること。

② 国又は地方公共団体の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること。

(2) 個票データを用いた研究等における配慮事項

全国学力・学習状況調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善、国又は地方公共団体における教育施策の改善・充実につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要がある。このため、文部科学省は、個票データを用いた研究等における個票データの取扱い、成果の取りまとめや公表等の具体的な態様が、実施要領に定める「調査結果の取扱い」に関する事項を適切に踏まえたものである場合に、個票データを貸与できることとする。

特に、利用者は、実施要領の「調査結果の取扱い」に関する事項のうち「調査結果の取扱いに関する配慮事項」のとおり、「調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する」ことを徹底するものとする。また、研究等の過程において、特定の個人、学校又は設置管理者が第三者（利用者以外の者をいう。以下同じ。）に識別されないように十分配慮するものとする。

２　個票データの貸与に際しての適正管理の確保

個票データの貸与に当たっては、以下のような適正管理のための措置が適切に講じられている必要がある。

(1) 個票データに係る適正管理措置

① 組織的管理措置

（ｉ） 所属機関（利用、保管及び管理場所が所在する機関に限る。（ⅱ）から（ⅶ）までにおいて同じ。）が、個人情報保護に関する方針及び個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。

（ⅱ） 所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステム（一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが民間規格評価機関として認証する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）をいう。）又はこれに準ずるシステムを構築・運用していること。具体的には、情報セキュリティの３要素（機密性、完全性および可用性をいう。）を維持するためのポリシーを定め、

セキュリティに対するリスクを評価し、その脅威に対して必要な情報セキュリティ対策を行っていること。

（iii） 所属機関が、情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む。）の限定を行い、その権限及び責務並びに業務について明確化を図っていること。また、所属機関の管理者が、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるとともにその実施状況を監督していること。

（iv） 所属機関が、個人情報が参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退の制限等の入退管理を定めていること。

（v） 所属機関が、情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成していること。

（vi） 所属機関が、情報システムに関する運用管理規程において次の内容を定めていること。

・理念（基本方針と管理目的の表明）

・利用者等の体制

・契約書・マニュアル等の文書の管理

・リスクに対する予防及び発生時の対応の方法

・機器を用いる場合は機器及び記録媒体の管理方法

（vii） 所属機関が、個人情報保護方針の中で情報種別ごとに破棄の手順を定めていること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定及び具体的な破棄の方法を含んでいること。

② 人的管理措置

（i） 第４の３に規定する研究者等以外の利用者がいる場合、個票データの適正な取扱いについての理解と本ガイドライン（個票データ編）及び「全国学力・学習状況調査」の集計結果データ利用規約（以下「利用規約」という。）その他の関係規定の遵守の徹底が図られるよう、研究者等から当該利用者に対して必要な教育が行われていること。

（ii） 個票データの保管及び管理は、利用者のうち第４の３に規定する研究者等が行うこと。

（iii） 第４の３に規定する研究者等以外の利用者がいる場合、当該利用者については研究者等の管理下において個票データを利用すること。

③ 物理的管理措置

（i） 個票データの利用、保管及び管理場所は、申出書に記載された日本国内の施錠可能な物理的な場所に限定すること。

（ii） 個票データの利用、保管及び管理場所には、第三者の無断立入りを防ぐ対策を講じるとともに、入退管理を実施すること。

（iii） 個票データが保存されている端末等の重要な機器について、盗難防止用のチェーンを設置するなど、盗難防止のための措置を講ずること。

（iv） 個票データが保存されている端末等の重要な機器を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、読み出し可能な情報が残存しないことを確認すること。

④ 技術的管理措置

（i） 個票データにアクセス可能な者が申出書に記載された利用者に限定されるよう、個票データを利用、保管及び管理する情報システムに識別や主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を講ずること。

（ⅱ） 個票データを利用、保管及び管理する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行い、個票データの不正利用の有無の確認措置を講ずること。

（ⅲ） 個票データの利用、保管及び管理に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。

（ⅳ） 貸与された個票データ１セットについて、別の記憶装置に複写・保存する行為は１回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存をしないこと。

（ⅴ） 個票データを利用、保管及び管理する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、個票データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検疫措置を講ずること。

（ⅵ） 個票データの利用の終了後には、情報システム内に記録された個票データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネットワークに接続する際にはあらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮すること。

⑵ 中間生成物に係る適正管理措置

利用者は、中間生成物についても⑴と同等の適正管理措置を講じることが求められる。ただし、次の場合は、この限りではない。

① 特定中間生成物の受渡しに関する例外

以下の（ⅰ）及び（ⅱ）を満たす中間生成物（以下「特定中間生成物」という。）については、⑴④に規定する技術的管理措置の例外として、利用者間でオンラインを介して受け渡すことができるものとする。特定中間生成物の受渡しを予定している場合、申出者は特定中間生成物の受渡しに関する方針や管理方法など、情報漏えい防止のための適切な措置を具体的に定めた運用管理規程を定め、申出書とともに提出するものとする。

（ⅰ） 設置管理者ごと、学校ごと又は児童生徒ごとのデータ（設置管理者コード、設置管理者名、学校コード、学校名を全て削除したものも含む）形式のファイルでないこと。

（ⅱ） 個人、学校及び設置管理者が第三者に特定され、又は特定の地域及び対象範囲が第三者に識別される可能性がないこと。

② 特定中間生成物のみを扱う利用者に関する例外

特定中間生成物のみを扱う利用者については、⑴①に規定する組織的管理措置を講じることは求めないものとする。

３ 利用期間

個票データの利用期間（文部科学省が個票データを貸与した日から返却を受けた日までをいう。以下同じ。）は、３年間を上限とする。ただし、利用期間満了後も研究継続が必要な場合には、文部科学省に利用期間の延長を申請することができる。延長は１年毎に行うものとし、当初の利用期間を含めて最大５年間まで延長を申請することができる。

４ 個票データを用いた研究等の外部委託

申出者は、個票データを用いた研究等の実施を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）が当該研究等の実施に合理的であると第５に定める審査において認められた場合には、その全部又は一部

を外部委託することができる。この場合において、申出者は委託先に対して、本ガイドライン（個票データ編）に定める事項及び利用規約を遵守することを求める等の適切な措置を講じること。ただし、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

５　その他

個票データの貸与は、文部科学省と利用者の契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外である。

第４　利用申出の手続

１　個票データの利用申出に係る相談

個票データの利用を希望する者は、年間を通して、利用申出について文部科学省に事前に確認や相談をすることができる。

２　利用申出の期間と方法

文部科学省は、個票データ利用の申出書について年間を通して受け付けることとし、申出者は申出書その他必要な書類を電子データで提出するものとする。

３　申出者の範囲

個票データ利用の申出者の範囲は、次のいずれかの機関に所属する常勤の研究者（当該機関において専ら研究に従事する者をいい、大学院生は含まない。以下同じ。）及び公的機関に所属する常勤の役員又は職員（以下「研究者等」という。）とする。

(1) 公的機関

(2) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）

(3) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

(4) 大学等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）

(5) 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関をいう。）

(6) 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第２条第１項第４号に規定する研究機関及び同条第４項の規定により研究機関とみなされる機関

４　利用者の範囲

個票データの利用者の範囲は、３に規定する研究者等並びに３(1)～(6)のいずれかの機関に所属する非常勤等の研究者及び大学院生とする。

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条及び同法第 33 条の２に基づく調査票情報の提供、同法第 34 条に基づく委託による統計の作成又は同法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により提供禁止措置等がとられている者は、当該提供禁止措置等がとられている期間、利用者となることができない。

５　申出書の作成単位

申出書は、研究等の内容ごとに作成するものとする。

６　貸与する個票データの単位

１件の申出書に対しての個票データ一式を１セットとする。

７　申出書の記載事項及び添付書類

申出者は、文部科学省が別に定める様式に従い、以下⑴の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、⑵に掲げる書類を添付するものとする。

⑴　個票データの申出書の記載事項

①　申出者の氏名、所属機関、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）

②　申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名

③　本ガイドライン（個票データ編）について了承している旨

④　申出者が個票データを利用した研究等を行うことについての所属機関による承認

⑤　研究等について

⑤-1 名称

⑤-2 概要（内容、利用目的、利用方法等）

⑤-3 年度ごとの研究等の計画、分析方法、作成する資料の内容、研究体制等（特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等にあっては、その詳細を含む。）

⑤-4 第３の１⑵に定める配慮事項に対応する具体的な措置（特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等にあっては、当該学校又は設置管理者の同意の内容を含む。）

⑤-5 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容、照合を行う理由及び貸与状況

⑥　貸与を希望する個票データの内容等

⑥-1 貸与を希望する個票データの種類及び調査年度等

⑥-2 個票データを利用する必要性

⑥-3 貸与を希望する個票データの種類、調査年度等が研究等の内容に鑑みて最小限であるとする根拠

⑥-4 個票データの分析を行う環境の詳細（利用するツール、アプリケーション等）

⑥-5 貸与を希望するデータ一式のセット数

⑥-6 利用期間

⑦　個票データの利用者、利用場所及び管理方法

⑦-1 個票データ及び中間生成物の利用者全員の氏名、所属機関名、職名及び個々の利用場所（個票データ若しくは中間生成物を利用、保管及び管理する場所。）

⑦-2 適正管理措置の内容

⑧　研究等の成果の公表予定

⑧-1 公表予定日

⑧-2 公表の方法及び第３の１⑵に定める配慮事項に対応する具体的な措置

⑨　過去の研究実績（⑤-2 の記載事項と関連する分野での過去の研究実績等）

⑩　過去の貸与履歴及び提供に係る罰則の適用の有無

⑪　外部委託を行う場合、その委託内容及び必要性等

⑫　その他必要な事項

(2) 添付書類

① 申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等)）の写し

② 所属機関が個票データを利用した研究等を行うことを承認していることを証明するもの（申出者の職名の記載があるもの）

③ 第３の２(1)に定める個票データに係る適正管理措置のうち、第３の２(1)①（ｉ)、(ⅱ)、(ｖ)～（ⅶ）が確認できる書類（情報システムの安全管理に関する方針、情報セキュリティマネジメントシステムの実践、アクセス管理規程、情報システムに関する運用管理規程等)。なお、申出者の所属以外の機関や施設等で個票データを利用、保管及び管理する場合においては、当該機関や施設等に係る書類も添付するものとする。

④ 利用、保管及び管理について、利用者が自身の所属機関以外で利用する場合、当該機関で個票データ及び中間生成物を利用できる根拠書類

⑤ 第３の２(2)①に定める特定中間生成物の受渡しを予定している場合、当該特定中間生成物の運用管理規程

⑥ 外部委託を行う場合、委託先機関との間で交わされた守秘・非開示契約等の秘密保持のための契約書の写し

⑦ 必要に応じ、利用目的が第３の１(1)を満たしていることを裏付ける書類

⑧ 必要に応じ、研究等の内容及び計画に関連する資料、利用者の関連論文及び著作物一覧

⑨ 必要に応じ、過去の研究等の実績を証明する書類

⑩ その他必要な書類

８ 代理人による申出

代理人による個票データ利用の申出書の提出を行う場合には、当該代理人は、申出者からの委任状など代理権を証明する書類（代理人の氏名、所属機関名、職名及び連絡先等を記載すること）を提出するものとする。

第５ 利用申出に対する審査・決定

文部科学省は、第４で定める手続にのっとって行われた個票データ利用の申出に対し、有識者会議により審査を行った上で、第５の３の場合を除き、個票データの貸与の諾否を決定するものとする。

１ 個票データ貸与の審査・決定

個票データ利用の申出に係る審査は、申出者が提出する第４の７に規定する申出書及び添付に基づいて、２に定める審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見を取りまとめて文部科学省に提出し、最終的な貸与の諾否は文部科学省が決定する。

なお、有識者会議は意見の取りまとめに当たって、申出者に対し貸与に係る条件を付すことができる。この場合、文部科学省は、申出者に対し当該条件の内容を通知するものとする。また、本ガイドライン（個票データ編）に定めるものの他、審査方法及び貸与の決定手続等の詳細は、有識者会議において定める。

２ 審査基準

(1) 研究等について（第４の７(1)⑤関係）

① 研究等の目的が第３の１(1)①又は②に該当するものであり、その内容、計画、手法が明確で妥当なものであること。

② 研究等における個票データの取扱い、成果の取りまとめや公表等の具体的な態様が第３の１(2)に定める配慮事項に十分配慮されていること。

③ 研究等の計画に対して十分な体制が構築されていること。

(2) 貸与を希望する個票データの内容等（第４の７(1)⑥関係）

① 研究等の目的に照らして、個票データの利用が真に必要かつ合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。

② 利用する個票データの種類、調査年度及びデータの選択範囲が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。

③ 他のデータとの照合を行う場合には、照合する内容及び理由が、研究等の目的に照らして合理的であると認められること。

④ 利用するツール、アプリケーション等が、第３の２(1)④(ⅲ)で規定しているインターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しない環境で動作することが確認できること。

⑤ 第３の２(1)④(ⅳ)及び第４の６を踏まえ、利用者数に照らして必要なデータ一式のセット数が適切であること。

⑥ 貸与を希望する期間が、その利用に対して妥当な期間となっていること。

(3) 個票データの利用者、利用場所及び管理方法（第４の７(1)⑦関係）

① 個票データ及び中間生成物を利用する可能性のある全ての利用者が、第４の４の利用者の範囲に含まれる者であること。

② 第３の２(1)に規定する適正管理措置が全て講じられており、個票データを適切に管理できると認められること。

(4) 研究等の成果の公表予定（第４の７(1)⑧関係）

何らかの方法により個票データを用いた研究等の成果が公表される予定であり、その公表予定日が申出書に記載され、かつ、当該予定日が利用期間と整合していること。

(5) 過去の研究実績（第４の７(1)⑨関係）

申出内容が、申出者（必要に応じて利用者も含む）の過去の研究実績等を勘案して、実行可能であると認められるもの。

(6) 過去の貸与履歴（第４の７(1)⑩関係）

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の過去の貸与履歴及び他の制度による過去の貸与履歴を勘案して、十分な経験があり、かつ、提供に係る罰則の適用を受けていないこと。

(7) 外部委託を行う場合、その内容及び必要性等（第４の７(1)⑪及び第４の７(2)⑥関係）

研究等の全部又は一部を外部委託する場合は、その範囲、内容及び必要性が、研究等の実施にあたり合理的であると認められること。また、委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び利用規約を遵守することを求める等の適切な措置を講じていると認められること。

(8) 特定中間生成物の運用管理規程（第４の７(2)⑤関係）

第３の２(2)に定める特定中間生成物の受渡しを予定している場合、当該特定中間生成物の運用管理規程が妥当であること。

(9) その他必要な事項

上記の(1)から(8)までの項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その承

認基準を満たしていること。

３　有識者会議の審査の省略

過去に承諾した利用申出と研究名、研究目的、利用者等について同様の申出内容であるなど、文部科学省が審査の省略が可能であると判断した場合には、有識者会議の審査を省略できるものとする。この場合において、文部科学省は、有識者会議の審査を省略した利用申出に関する貸与実績について、定期的に有識者会議に報告することとする。

第６　審査結果の通知及び貸与手続

文部科学省は、申出者に対して、文書により個票データの貸与の諾否について通知する。

１　審査結果の通知

⑴　利用の申出について承諾する場合

文部科学省が定める個票データの貸与に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、通知することとする。

①　貸与期間

②　貸与するに当たり、付した条件がある場合には、当該条件の内容

③　その他文部科学省が必要と認める事項

⑵　利用の申出について承諾しない場合

文部科学省が定める個票データの貸与に関する不承諾通知書にその理由を記載して申出者に通知することとする。

２　誓約書の提出

利用者は「全国学力・学習状況調査」の個票データ利用の申出に対する承諾がなされた後、本ガイドライン（個票データ編）及び利用規約の遵守に係る誓約書に自署し、提出することとする。

３　個票データの貸与手続

文部科学省は、２の誓約書を受理した後に、申出者に対して個票データを貸与するものとする。個票データの貸与を受けた申出者は、速やかに受領書を提出しなければならない。

第７　貸与後の申出書記載事項の変更、利用期間の延長

１　申出書記載事項の変更

⑴　有識者会議の審査を要しない変更

文部科学省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、次の①から④までの変更が生じた場合、記載事項変更届出書により、直ちに文部科学省に届け出るものとする。この場合、有識者会議の審査は要しない。

①　申出者及び利用者の連絡先等に変更が生じた場合

②　申出書に記載された利用者の一部を除外する場合

③　その他、第７の２に規定する利用期間の延長など、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような微細な変更

(2) 有識者会議の審査を要する変更

文部科学省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、次の①から⑤までの変更が生じた場合には、有識者会議において再度審査を行うものとし、申出者は、申出事項変更依頼書により変更の申出を行うものとする。当該依頼の審査は第５の２の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について第６の１の取扱いに準じて申出者に通知する。

なお、第７に規定するもの以外の変更が生じた場合には、改めて新規での利用申出を行うこととする。

① 利用者の利用場所を変更する場合

② 利用者を追加する場合

③ 個票データを追加する場合

④ 特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等を追加する場合、又は特定の学校若しくは設置管理者を対象とする研究等において学校又は設置管理者を設定し若しくは変更する場合

⑤ ①から④まで以外で文部科学省が審査を要する変更があると認める場合

２ 利用期間の延長

利用期間の延長を希望する申出者は、利用期間満了前までに利用期間延長申出書を文部科学省へ提出しなければならない。なお、利用期間の延長申出が行われた場合は、当該申出に対する審査結果が通知されるまでの間、当該データの返却を猶予するものとする。

(1) 利用期間延長申出書の記載事項

利用期間延長申出書には、次の事項を記載するものとする。

① 延長が必要な理由

② 研究の進捗状況

③ 研究の目的、方法、成果の公表形式に関する変更点

④ 利用者又は利用環境に関する変更点

⑤ 研究成果の公表見込み

(2) 利用期間延長申出の審査

文部科学省は、次の観点から延長の可否を審査する。

① 延長理由が合理的であること。

② 延長後も適正な利用が確保されること。

③ 延長により研究成果の達成が見込まれること。

④ 第３及び第５の審査基準を引き続き満たすこと。

(3) 有識者会議の省略

利用期間延長申出のうち、次の全ての要件を満たす場合には、有識者会議の審査を省略することができる。

① 研究目的及び方法に変更がないこと。

② 利用者及び利用環境に変更がないこと。

③ 追加で利用する個票データがないこと。

④ 延長理由が論文査読への対応、疾病、出産、育児、介護、災害、事故、その他これらに準ずるやむを得ない事由であること。

第８　利用後の措置等

１　個票データ及び中間生成物の消去

利用者は、個票データの利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データ及び中間生成物を消去しなければならない。

その上で、申出者は、データ措置報告書を添えて、貸与を受けた媒体を文部科学省に返却しなければならない。

利用終了後、研究等の成果について再検証等が必要になった場合には、その都度、個票データの利用申出を行うものとする。

２　利用期間の途中で利用者の一部を除外した場合の措置

除外される利用者が利用していた個票データが存在する場合は、文部科学省への返却までの間、申出者が適切に管理し、他の個票データの返却時に併せて１の規定に基づいて消去を行う。なお、当該利用者は除外される際にパソコン及び外部記憶装置に保存されている個票データ及び中間生成物は全て消去するものとする。

第９　研究等の成果の公表

１　研究等の成果の公表

申出者は、個票データを利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

公表に当たっては、事前に公表を予定する研究等の成果について任意の様式で文部科学省へ報告するのものとし、文部科学省は、当該報告の内容について、以下の⑴、⑵の各事項を確認するものとする。

⑴　当該研究等の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか。

⑵　２に定める公表に当たっての留意点の公表形式の基準を満たしているか。

２　公表に当たっての留意点

研究等の成果の公表に当たっては、利用者は、実施要領の「調査結果の取扱い」に関する事項を適切に踏まえるとともに、第３の１⑵に定める配慮事項に適切に対応すること。また、成果の公表は、次の基準を満たすこと。

⑴　特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等の成果を公表しない場合

①研究等の成果の公表において、児童生徒の数が 10 未満である集計単位が原則として含まれていないこと。

②集計単位が市町村の場合、成果の公表において、児童生徒の数が 10 未満である集計単位が含まれない場合であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。

③研究等の成果の公表において、学校の数又は設置管理者の数が３未満である集計単位が原則として含まれていないこと。また、学校又は設置管理者の数が３以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

⑵　特定の学校又は設置管理者を対象とする研究等の成果を公表する場合

①研究の対象となる全ての学校及びその設置管理者から研究に対する同意を得た上で、研究計画について有識者会議の審査を経て文部科学省に承諾されていること。

②成果の公表に含まれる内容について、設置管理者が確認していること。

③個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。

④設置者コードが明らかにされていないこと。

３　利用実績報告書の提出

申出者は、個票データの貸与中に研究等の成果を公表した場合、その成果の概要について、文部科学省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。

申出者は、個票データの返却時において、やむを得ない事由により当該研究等の成果を公表できない場合はその事由を、今後公表を予定している場合はその予定を利用実績報告書に記載し、文部科学省へ報告する。なお、公表ができなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、第 10 の１に定める不適切利用に該当すると判断し、第 10 の２に規定する不適切利用への対応を講じる可能性があることに留意すること。

第 10　不適切利用とその対応

１　不適切利用への対応

文部科学省は、 申出者又は申出者以外の利用者が⑴から⑹までに掲げる行為（以下「不適切利用」という。）のいずれかを行ったと認めるときは、これらの者に対し、貸与した個票データの利用の一時停止を命じるほか、有識者会議の意見を聴いて、当該行為に応じてそれぞれ⑴から⑹までに定める措置（⑵から⑹までに掲げる行為にあっては、当該措置又は成果の公表の禁止）を命じることができる。

⑴ 返却期限までに個票データの返却等の措置を行わないこと

返却が行われるまでの間及び返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に該当する期間、「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を行わないこと

⑵ 申出書と異なるセキュリティ要件の下での個票データの利用

直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データ及び中間生成物を消去させ、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却させること、並びに以後又は一定期間「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を禁止すること

⑶ 個票データ及び中間生成物の紛失・漏えい

当該利用者において引き続き保管している個票データ及び中間生成物がある場合には、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データ及び中間生成物を消去させ、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却させること、並びに以後又は一定期間「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を禁止すること

⑷ 承諾された利用目的以外の目的での個票データの利用又は承諾された公表形式以外の形式による成果の公表

直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データ及び中間生成物を消去すること、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却することを求めるとともに、「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの以後の貸与を禁止又は一定期間貸与を禁止することとする。

また、当該不適切利用により当該利用者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用規約に基づき、申出者はその利益相当額を国に支払うこと

(5) 承諾された利用者以外の者による個票データの利用

直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データ及び中間生成物を消去させ、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却させること、並びに以後又は一定期間「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を禁止すること

(6) その他上記以外の契約違反及び国民の信頼を損なう行為

(1)から(5)までに定める措置を参考として、当該行為の態様等に応じて必要と認める措置

２　不適切利用を行った者の公表

文部科学省は、当該利用者から不適切利用の状況及び経緯並びに意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には当該利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

３　他の制度により提供禁止措置等が取られた者への対応

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条及び同法第 33 条の２に基づく調査票情報の提供、同法第 34 条に基づく委託による統計の作成又は同法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により提供禁止措置等が取られたことが判明した場合は、当該措置等が取られている範囲の利用者に対して、直ちに個票データの貸与を取り消し、貸与した個票データの速やかな返却を求めることとする。この場合において、当該利用者に対して、当該措置等が取られている期間は個票データの貸与を行わないものとする。

第 11　不適切利用が疑われる場合の文部科学省の対応

文部科学省は、不適切利用が疑われる場合その他必要と認められる場合には、個票データの利用、保管及び管理状況について全利用者（外部委託する場合は委託先も含む。以下本条において同じ。）に対して、全利用者の業務時間内において全利用者の利用場所に立ち入り、帳票その他必要な書類の閲覧を求めることができる。

第 12　文部科学省による利用についての適用除外

文部科学省、スポーツ庁、文化庁、国立教育政策研究所及び科学技術・学術政策研究所が、その所掌する事務の範囲内で政府が開催する審議会等に提出する資料の作成又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究を行うために「全国学力・学習状況調査」の集計結果データを利用する場合については、本ガイドラインは適用しない。

第 13　ガイドラインの施行時期

本ガイドライン（個票データ編）は、令和６年４月 26 日より施行する。

附則

本ガイドライン（個票データ編）の施行前に貸与した個票データの取扱いについては、本ガイドライン（個票データ編）の施行後も、なお従前の例による。

附則（令和７年４月 28 日）

本ガイドライン（個票データ編）の改定は、令和７年４月 28 日より施行し、この改定前に貸与した個票

データの取扱いについては、本ガイドライン（個票データ編）の施行後も、なお従前の例による。

附則（令和７年 10 月 28 日）

本ガイドライン（個票データ編）の改定は、令和7年 10 月 28 日より施行し、この改定前に貸与した個票データの取扱いについては、本ガイドライン（個票データ編）の施行後も、なお従前の例による。

附則（令和８年９月 15 日）

本ガイドライン（個票データ編）の改定は、令和８年９月 15 日より施行し、この改定前に貸与した個票データの取扱いについては、の施行後も、なお従前の例による。ただし、利用期間および延長申出については、この改定前に貸与した個票データに対しても改定後の規定を適用する。

資料１－２

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係る

ガイドライン

（匿名データ編）

令和６年４月 26 日決定

令和７年４月 28 日一部改定

令和７年 10 月 28 日一部改定

令和８年９月 15 日一部改訂

文　部　科　学　省

目次

令和８年９月 15 日一部改訂 i
第１　目的 1
第２　用語の定義 1
１　匿名データ 1
２　中間生成物 1
３　申出者 1
４　利用者 1
５　公的機関 1
６　有識者会議 1
第３　匿名データの貸与に際しての基本原則 2
１　全国学力・学習状況調査の趣旨・目的に沿った貸与 2
２　匿名データの貸与に際しての適正管理の確保 2
３　利用期間 3
４　匿名データを用いた研究等の外部委託 3
５　その他 3
第４　利用申出の手続 4
１　匿名データの利用申出に係る相談 4
２　利用申出の期間と方法 4
３　申出者の範囲 4
４　利用者の範囲 4
５　申出書の作成単位 4
６　貸与する匿名データの単位 4
７　申出書の記載事項及び添付書類 4
８　代理人による申出 5
第５　利用申出に対する審査・決定 6
１　匿名データ貸与の審査・決定 6
２　審査基準 6
第６　審査結果の通知及び貸与手続 7

１　審査結果の通知 7
２　誓約書の提出 7
３　匿名データの貸与手続 7
第７　貸与後の申出書記載事項の変更、利用期間の延長 7
２　利用期間の延長 8
第８　利用後の措置等 9
１　匿名データ及び中間生成物の消去 9
２　利用期間の途中で利用者の一部を除外した場合の措置 9
第９　研究等の成果の公表 9
１　研究等の成果の公表 9
２　公表に当たっての留意点 9
３　利用実績報告書の提出 9
第 10　不適切利用とその対応 10
１　不適切利用への対応 10
２　不適切利用を行った者の公表 10
３　他の制度により提供禁止措置等が取られた者への対応 10
第 11　不適切利用が疑われる場合の文部科学省の対応 11
第 12　文部科学省による利用についての適用除外 11
第 13　ガイドラインの施行時期 11
附則 11
附則（令和７年４月 28 日） 11
附則（令和７年 10 月 28 日） 11
附則（令和８年９月 15 日） 11

第１　目的

「『全国学力・学習状況調査』の集計結果データの貸与に係るガイドライン（匿名データ編）」（以下「本ガイドライン（匿名データ編）」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 54 条第２項の規定及び「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係る利用申出手続、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、文部科学省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第２　用語の定義

１　匿名データ

本ガイドライン（匿名データ編）において「匿名データ」とは、本体調査の個票データから地域情報及び学校に関する情報等を削除することにより、特定の都道府県、設置管理者、学校及び個人等の識別ができないように加工したものをいう。児童生徒匿名データ及び学校匿名データがある。

２　中間生成物

本ガイドライン（匿名データ編）において「中間生成物」とは、貸与した匿名データを加工又は集計することにより作成されたもののうち、公表物以外の全ての生成物をいう。

３　申出者

本ガイドライン（匿名データ編）において「申出者」とは、本ガイドライン（匿名データ編）に基づき匿名データの貸与を求める者をいう。

４　利用者

本ガイドライン（匿名データ編）において「利用者」とは、本ガイドライン（匿名データ編）に基づき、匿名データ若しくは中間生成物を利用しようとしている者又は実際に利用している者をいい、申出者を含む。

５　公的機関

本ガイドライン（匿名データ編）において「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第１項若しくは第２項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第３条第２項に規定する機関をいう。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１条の３に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

６　有識者会議

本ガイドライン（匿名データ編）において「有識者会議」とは、文部科学省が設置し、合議により「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に関する事項について文部科学省に対して意見を述べる、有識者から構成される会議をいう。

第３　匿名データの貸与に際しての基本原則

１　全国学力・学習状況調査の趣旨・目的に沿った貸与

⑴　匿名データの利用目的

文部科学省は、匿名データの利用目的が、学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「研究等」という。）であって、以下の①又は②のいずれかに該当するものである場合に、匿名データを貸与できることとする。

①　我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること。

②　国又は地方公共団体の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること。

⑵　匿名データを用いた研究等における配慮事項

全国学力・学習状況調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善、国又は地方公共団体における教育施策の改善・充実につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要がある。このため、文部科学省は、匿名データを用いた研究等における匿名データの取扱い、成果の取りまとめや公表等の具体的な態様が、実施要領に定める「調査結果の取扱い」に関する事項を適切に踏まえたものである場合に、匿名データを貸与できることとする。

特に、利用者は、実施要領の「調査結果の取扱い」に関する事項のうち「調査結果の取扱いに関する配慮事項」のとおり、「調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する」ことを徹底するものとする。

２　匿名データの貸与に際しての適正管理の確保

匿名データの貸与に当たっては、以下のような適正管理のための措置が適切に講じられている必要がある。

⑴　匿名データに係る適正管理措置

①　人的管理措置

（ｉ）　第４の４に規定する研究者等以外の利用者がいる場合、匿名データの適正な取扱いについての理解と本ガイドライン（匿名データ編）及び「全国学力・学習状況調査」の集計結果データ利用規約（以下「利用規約」という。）その他の関係規定の遵守の徹底が図られるよう、研究者等から当該利用者に対して必要な教育が行われていること。

（ⅱ）　匿名データの保管及び管理は、利用者のうち第４の３に規定する研究者及び大学院生等が行うこと。

（ⅲ）　第４の３に規定する研究者及び大学院生等以外の利用者がいる場合、当該利用者については研究者及び大学院生等の管理下において匿名データを利用すること。

②　物理的管理措置

（ｉ）　匿名データの利用、保管及び管理場所は、申出書に記載された日本国内の施錠可能な物理的な場所に限定すること。

（ⅱ）　匿名データの利用、保管及び管理場所には、第三者の無断立入りを防ぐ対策を講じるとともに、入退管理を実施すること。

（ⅲ）　匿名データが保存されている端末等の重要な機器について、盗難防止用のチェーンを設置するなど、盗難防止のための措置を講ずること。

（ⅳ） 匿名データが保存されている端末等の重要な機器を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、読み出し可能な情報が残存しないことを確認すること。

③ 技術的管理措置

（ⅰ） 匿名データにアクセス可能な者が申出書に記載された利用者に限定されるよう、匿名データを利用、保管及び管理する情報システムに識別や主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を講ずること。

（ⅱ） 匿名データの利用、保管及び管理に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。

（ⅲ） 貸与された匿名データ１セットについて、別の記憶装置に複写・保存する行為は１回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存をしないこと。

（ⅳ） 匿名データを利用、保管及び管理する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、匿名データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検疫措置を講ずること。

（ⅴ） 匿名データの利用の終了後には、情報システム内に記録された匿名データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネットワークに接続する際にはあらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮すること。

⑵ 中間生成物に係る適正管理措置

利用者は、中間生成物についても⑴と同等の適正管理措置を講じることが求められる。ただし、学校ごと又は児童生徒ごとのデータといった、集計していない形式のファイルでない中間生成物については、⑴③に規定する技術的管理措置の例外として、利用者間でオンラインを介して受け渡すことができるものとする。

３ 利用期間

匿名データの利用期間（文部科学省が匿名データを貸与した日から返却を受けた日までをいう。以下同じ。）は、３年間を上限とする。ただし、利用期間満了後も研究継続が必要な場合には、文部科学省に利用期間の延長を申請することができる。延長は１年毎に行うものとし、当初の利用期間を含めて最大５年間まで延長を申請することができる。

４ 匿名データを用いた研究等の外部委託

申出者は、匿名データを用いた研究等の実施を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）が当該研究等の実施に合理的であると認められた場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。この場合において、申出者は委託先に対して、本ガイドライン（匿名データ編）に定める事項及び利用規約を遵守することを求める等の適切な措置を講じること。ただし、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

５ その他

匿名データの貸与は、文部科学省と利用者の契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外である。

第４　利用申出の手続

１　匿名データの利用申出に係る相談

匿名データの利用を希望する者は、年間を通して、利用申出について文部科学省に事前に確認や相談をすることができる。

２　利用申出の期間と方法

文部科学省は、匿名データ利用の申出書について年間を通して受け付けることとし、申出者は申出書その他必要な書類を電子データで提出するものとする。

３　申出者の範囲

匿名データ利用の申出者の範囲は、次のいずれかの機関に所属する研究者及び大学院生並びに公的機関に所属する常勤の役員又は職員（以下「研究者及び大学院生等」という。）とする。

① 公的機関

② 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）

③ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

④ 大学等

⑤ 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関をいう。）

⑥ 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第２条第１項第４号に規定する研究機関及び同条第４項の規定により研究機関とみなされる機関

４　利用者の範囲

匿名データの利用者の範囲は、３に規定する申出者になりうる者及び大学等に所属する学部学生とする。

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条及び同法第 33 条の２に基づく調査票情報の提供、同法第 34 条に基づく委託による統計の作成又は同法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により提供禁止措置等がとられている者は、当該提供禁止措置等がとられている期間、利用者となることができない。

５　申出書の作成単位

申出書は、研究等の内容ごとに作成するものとする。

６　貸与する匿名データの単位

１件の申出書に対しての匿名データ一式を１セットとする。

７　申出書の記載事項及び添付書類

申出者は、文部科学省が別に定める様式に従い、以下⑴の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、⑵に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 匿名データの申出書の記載事項

① 申出者の氏名、所属機関、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）

② 申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名

③ 本ガイドライン（匿名データ編）について了承している旨

④ 研究等について

④-1 名称

④-2 概要（内容、利用目的、利用方法等）

④-3 年度ごとの研究等の計画、分析方法、作成する資料の内容、研究体制等

⑤ 貸与を希望する匿名データの内容等

⑤-1 貸与を希望する匿名データの種類及び調査年度等

⑤-2 貸与を希望する匿名データの種類、調査年度等が研究等の内容に鑑みて最小限であるとする根拠

⑤-3 匿名データの分析を行う環境の詳細（利用するツール、アプリケーション等）

⑤-4 貸与を希望するデーター式のセット数

⑤-5 利用期間

⑥ 匿名データの利用者、利用場所及び管理方法

⑥-1 匿名データ及び中間生成物の利用者全員の氏名、所属機関名、職名及び個々の利用場所（匿名データ若しくは中間生成物を利用、保管及び管理する場所。）

⑥-2 適正管理措置の内容

⑦ 研究等の成果の公表予定

⑦-1 公表予定日

⑦-2 公表の方法及び第３の１(2)に定める配慮事項に対応する具体的な措置

⑧ 過去の実績（④-2 の記載事項と関連する分野での過去の実績等）

⑨ 過去の貸与履歴及び提供に係る罰則の適用の有無

⑩ 外部委託を行う場合、その委託内容及び必要性等

⑪ その他必要な事項

(2) 添付書類

① 申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等））の写し

② 利用、保管及び管理について、利用者が自身の所属機関以外で利用する場合、当該機関で匿名データ及び中間生成物を利用できる根拠書類

③ 外部委託を行う場合、委託先機関との間で交わされた守秘・非開示契約等の秘密保持のための契約書の写し

⑤ 必要に応じ、利用目的が第３の１(1)を満たしていることを裏付ける書類

⑥ 必要に応じ、研究等の内容及び計画に関連する資料、利用者の関連論文及び著作物一覧

⑦ 必要に応じ、過去の実績を証明する書類

⑧ その他必要な書類

８ 代理人による申出

代理人による匿名データ利用の申出書の提出を行う場合には、当該代理人は、申出者からの委任状な

ど代理権を証明する書類（代理人の氏名、所属機関名、職名及び連絡先等を記載すること）を提出するものとする。

第５　利用申出に対する審査・決定

１　匿名データ貸与の審査・決定

匿名データ利用の申出に係る審査は、申出者が提出する第４の７に規定する申出書及び添付に基づいて、２に定める審査基準に基づき、文部科学省において行い、匿名データの貸与実績について、有識者会議に報告するものとする。

なお、文部科学省は、申出者に対し貸与に係る条件を付すことができる。この場合、文部科学省は、申出者に対し当該条件の内容を通知するものとする。

２　審査基準

⑴　利用目的等について（第４の７⑴④関係）

①　研究等の目的に照らして、個票データの利用が真に必要かつ合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。

②　利用目的が第３の１⑴①又は②に該当するものであり、その内容、計画、手法が明確で妥当なものであること。

③　研究等における匿名データの取扱い、成果の取りまとめや公表等の具体的な態様が第３の１⑵に定める配慮事項に十分配慮していること。

④　研究等の計画に対して十分な体制が構築されていること。

⑵　貸与を希望する匿名データの内容等（第４の７⑴⑤関係）

①　利用する匿名データの種類、調査年度及びデータの選択範囲が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。

②　利用するツール、アプリケーション等が、第３の２⑴③(ⅱ)で規定しているインターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しない環境で動作することが確認できること。

③　第３の２⑴③(ⅲ)及び第４の６を踏まえ、利用者数に照らして必要なデーター式のセット数が適切であること。

④　貸与を希望する期間が、その利用に対して妥当な期間となっていること。

⑶　匿名データの利用者、利用場所及び管理方法（第４の７⑴⑥関係）

①　匿名データ及び中間生成物を利用する可能性のある全ての利用者が、第４の４の利用者の範囲に含まれる者であること。

②　第３の２⑴に規定する適正管理措置が全て講じられており、匿名データを適切に管理できると認められること。

⑷　研究等の成果の公表予定（第４の７⑴⑦関係）

研究等において匿名データを利用する場合は、何らかの方法により成果が公表される予定であり、その公表予定日が申出書に記載され、かつ、当該予定日が利用期間と整合していること。

⑸　過去の実績（第４の７⑴⑧関係）

申出内容が、申出者（必要に応じて利用者も含む）の過去の実績等を勘案して、実行可能と認められること。

⑹　過去の貸与履歴（第４の７⑴⑨関係）

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの過去の貸与履歴及び他の制度による過去の貸与履歴において、提供に係る罰則の適用を受けていないこと。

(7) 外部委託を行う場合、その内容及び必要性等（第４の７(1)⑩及び第４の７(2)③関係）

研究等の全部又は一部を外部委託する場合は、その範囲、内容及び必要性が、研究等の実施にあたり合理的であると認められること。また、委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び利用規約を遵守することを求める等の適切な措置を講じていると認められること。

(8) その他必要な事項

上記の(1)から(7)までの項目以外に、特に文部科学省が設定した審査事項がある場合には、その承認基準を満たしていること。

第６　審査結果の通知及び貸与手続

文部科学省は、申出者に対して、文書により匿名データの貸与の諾否について通知する。

１　審査結果の通知

(1) 利用の申出について承諾する場合

文部科学省が定める匿名データの貸与に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、通知することとする。

① 貸与期間

② 貸与するに当たり、付した条件がある場合には、当該条件の内容

③ その他文部科学省が必要と認める事項

(2) 利用の申出について承諾しない場合

文部科学省が定める匿名データの貸与に関する不承諾通知書にその理由を記載して申出者に通知することとする。

２　誓約書の提出

利用者は「全国学力・学習状況調査」の匿名データ利用の申出に対する承諾がなされた後、本ガイドライン（匿名データ編）及び利用規約の遵守に係る誓約書に自署し、提出することとする。

３　匿名データの貸与手続

文部科学省は、２の誓約書を受理した後に、申出者に対して匿名データを貸与するものとする。匿名データの貸与を受けた申出者は、速やかに受領書を提出しなければならない。

第７　貸与後の申出書記載事項の変更、利用期間の延長

１　申出書記載事項の変更

(1) 審査を要しない変更

文部科学省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、次の①から④の変更が生じた場合、記載事項変更届出書により、直ちに文部科学省に届け出るものとする。

① 申出者及び利用者の連絡先等に変更が生じた場合

② 申出書に記載された利用者の一部を除外する場合

③ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような微細な変更

(2) 審査を要する変更

文部科学省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、次の①から④の変更が生じた場合には、文部科学省において再度審査を行うものとし、申出者は、申出事項変更依頼書により変更の申出を行うものとする。当該依頼の審査は第５の２の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について第６の１の取扱いに準じて申出者に通知する。

なお、第７に規定するもの以外の変更が生じた場合には、改めて新規での利用申出を行うこととする。

① 利用者の利用場所を変更する場合

② 利用者を追加する場合

③ 匿名データを追加する場合

④ ①から③以外で文部科学省が審査を要する変更と認める場合

２ 利用期間の延長

利用期間の延長を希望する申出者は、利用期間満了前までに利用期間延長申出書を文部科学省へ提出しなければならない。なお、利用期間延長の申出が行われた場合は、当該申出に対する審査結果が通知されるまでの間、当該データの返却を猶予するものとする。

(1) 利用期間延長申出書の記載事項

利用期間延長申出書には、次の事項を記載するものとする。

① 延長が必要な理由

② 研究の進捗状況

③ 研究の目的、方法、成果の公表形式に関する変更点

④ 利用者又は利用環境に関する変更点

⑤ 研究成果の公表見込み

(2) 利用期間延長申出の審査

文部科学省は、次の観点から延長の可否を審査する。

① 延長理由が合理的であること。

② 延長後も適正な利用が確保されること。

③ 延長により研究成果の達成が見込まれること。

④ 第3及び第5の審査基準を引き続き満たすこと。

(3) 有識者会議の省略

利用期間延長申出のうち、次の全ての要件を満たす場合には、有識者会議の審査を省略することができる。

① 研究目的及び方法に変更がないこと。

② 利用者及び利用環境に変更がないこと。

③ 追加で利用する匿名データがないこと。

④ 延長理由が論文査読への対応、疾病、出産、育児、介護、災害、事故、その他これらに準ずるやむを得ない事由であること。

第８　利用後の措置等

１　匿名データ及び中間生成物の消去

利用者は、匿名データの利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去しなければならない。

その上で、申出者は、データ措置報告書を添えて、貸与を受けた媒体を文部科学省に返却しなければならない。

利用終了後、研究等の成果について再検証等が必要になった場合には、その都度、匿名データの利用申出を行うものとする。

２　利用期間の途中で利用者の一部を除外した場合の措置

除外される利用者が利用していた匿名データが存在する場合は、文部科学省への返却までの間、申出者が適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて１の規定に基づいて消去を行う。なお、当該利用者は除外される際にパソコン及び外部記憶装置に保存されている匿名データ及び中間生成物を全て消去するものとする。

第９　研究等の成果の公表

１　研究等の成果の公表

申出者は、匿名データを利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

公表に当たっては、事前に公表を予定する研究等の成果について任意の様式で文部科学省へ報告するのものとし、文部科学省は、当該報告の内容について、以下の(1)及び(2)の各事項を確認するものとする。

①　当該研究等の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか。

②　２に定める公表に当たっての留意点の公表形式の基準を満たしているか。

２　公表に当たっての留意点

研究等の成果の公表に当たっては、利用者は、実施要領の「調査結果の取扱い」に関する事項を適切に踏まえるとともに、第３の１(2)に定める配慮事項に適切に対応すること

３　利用実績報告書の提出

申出者は、匿名データの貸与中に研究等の成果を公表した場合、公表後速やかに、その成果の概要について、文部科学省に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。

申出者は、匿名データの返却時において、やむを得ない事由により当該研究等の成果を公表できない場合はその事由を、今後公表を予定している場合はその予定を利用実績報告書に記載し、文部科学省へ報告する。なお、公表ができなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、第 10 の１に定める不適切利用に該当すると判断し、第 10 の２に規定する不適切利用への対応を講じる可能性があることに留意すること。

第 10　不適切利用とその対応

1　不適切利用への対応

文部科学省は、申出者又は申出者以外の利用者が(1)から(6)までに掲げる行為（以下「不適切利用」という。）のいずれかを行ったと認めるときは、これらの者に対し、貸与した匿名データの利用の一時停止を命じるほか、有識者会議の意見を聴いて、当該行為に応じてそれぞれ(1)から(6)までに定める措置（(2)から(6)までに掲げる行為にあっては、当該措置又は成果の公表の禁止）を命じることができる。

(1) 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わないこと

返却が行われるまでの間及び返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に該当する期間、「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を行わないこと

(2) 申出書と異なるセキュリティ要件の下での匿名データの利用

直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去させ、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却させること、並びに以後又は一定期間「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を禁止すること

(3) 匿名データ及び中間生成物の紛失・漏えい

当該利用者において引き続き保管している匿名データ及び中間生成物がある場合には、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去させ、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却させること、並びに以後又は一定期間「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を禁止すること

(4) 承諾された利用目的以外の目的での匿名データの利用又は承諾された公表形式以外の形式による成果の公表

直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去させ、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却させること、並びに「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの以後の貸与を禁止又は一定期間貸与を禁止すること

また、当該不適切利用により当該利用者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用規約に基づき、申出者はその利益相当額を国に支払うこと

(5) 承諾された利用者以外の者による匿名データの利用

直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去させ、及びデータ措置報告書を添えて貸与を受けた媒体を速やかに返却させること、並びに以後又は一定期間「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与を禁止すること

(6) その他上記以外の契約違反及び国民の信頼を損なう行為

(1)から(5)までに定める措置を参考として、当該行為の態様等に応じて必要と認める措置

2　不適切利用を行った者の公表

文部科学省は、当該利用者から不適切利用の状況及び経緯並びに意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には当該利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

3　他の制度により提供禁止措置等が取られた者への対応

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条及び同法第 33 条の２に基づく調査票情報の提供、同法第 34 条に基づく委託による統計の作成又は同法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違

反により提供禁止措置等が取られたことが判明した場合は、当該措置等が取られている範囲の利用者に対して、直ちに匿名データの貸与を取り消し、貸与した匿名データの消去を求めることとする。この場合において、当該利用者に対して、当該措置等が取られている期間は匿名データの貸与を行わないものとする。

第 11　不適切利用が疑われる場合の文部科学省の対応

文部科学省は、不適切利用が疑われる場合その他必要と認められる場合には、匿名データの利用、保管及び管理状況について全利用者（外部委託する場合は委託先も含む。以下本条において同じ。）に対して、全利用者の業務時間内において全利用者の利用場所に立ち入り、帳票その他必要な書類の閲覧を求めることができる。

第 12　文部科学省による利用についての適用除外

文部科学省、スポーツ庁、文化庁、国立教育政策研究所及び科学技術・学術政策研究所が、その所掌する事務の範囲内で政府が開催する審議会等に提出する資料の作成又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究を行うために「全国学力・学習状況調査」の集計結果データを利用する場合については、本ガイドラインは適用しない。

第 13　ガイドラインの施行時期

本ガイドライン（匿名データ編）は、令和６年４月 26 日より施行する。

附則

本ガイドライン（匿名データ編）の施行前に貸与した匿名データの取扱いについては、本ガイドライン（匿名データ編）の施行後も、なお従前の例による。

附則（令和７年４月 28 日）

本ガイドライン（匿名データ編）の改定は、令和７年４月 28 日より施行し、この改定前に貸与した匿名データの取扱いについては、本ガイドライン（匿名データ編）の施行後も、なお従前の例による。

附則（令和７年 10 月 28 日）

本ガイドライン（匿名データ編）の改定は、令和７年 10 月 28 日より施行し、この改定前に貸与した匿名データの取扱いについては、本ガイドライン（匿名データ編）の施行後も、なお従前の例による。

附則（令和８年９月 15 日）

本ガイドライン（匿名データ編）の改定は、令和８年９月 15 日より施行し、この改定前に貸与した個票データの取扱いについては、の施行後も、なお従前の例による。ただし、利用期間および延長申出については、この改定前に貸与した匿名データに対しても改訂後の規定を適用する。